

答申第 533 号

平成 22 年 3 月 18 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 21 年 3 月 24 日付けで諮問された補助金交付申請書類一部非公開の件（諮問第 581 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定の商店街協同組合が知事に提出した交付申請書の添付書類のうち、選定業者の見積書の単価及び各小計は、公開すべきである。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の商店街協同組合（以下「本件組合」という。）が神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して行った平成20年度神奈川県商店街施設整備事業費補助金交付申請（以下「本件交付申請」という。）に関する文書（以下「本件行政文書」という。）を、知事が、平成20年9月30日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）のうち次に掲げる情報の公開を求める、というものである。

- ア 選定業者の見積書（以下「本件見積書」という。）の単価及び各小計
- イ 施工計画書、仕様書及び工程表
- ウ 起案等内部文書（以下「起案等」という。）

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第2号該当の点について

(ア) 本件交付申請の添付書類として提出された本件見積書の単価及び各小計が非公開とされたが、これらを公開することにより選定業者に対してどの程度の不利益を与えることになるのか具体性に欠ける。

(イ) 本件組合が補助事業を廃止したために、知事は本件交付申請に対する交付決定（以下「本件交付決定」という。）を取り消しており、選定業者の情報と選定されなかった業者の情報を区別して保護する必要性は失われている。

(ウ) 不服申立人が本件組合から入手した見積書と本件見積書とは、作成年月日は同じだが項目に違いがあり、正確に照合するために単価及び各小計に記載された情報の公開を求める。

(エ) 不服申立人は、本件組合から選定業者の見積書の写しを入手しており、

また、特定の市においては、何人でも開示請求ができ、本件組合が当該市に対して行った商店街共同施設整備補助金交付申請に関する書類一切に係る不服申立人からの開示請求に対し、選定業者の見積書の単価及び各小計を開示していることから、選定業者の見積書の単価等は既に一般に周知の事実であり、本件見積書を非公開とする必要はない。

#### イ 文書が存在しないことについて

##### (ア) 施工計画書、仕様書、工程表について

本件交付申請に添付されるべき施工計画書、仕様書、工程表が公開されなかった。

施工計画書は、補助金の交付等に関する規則（以下「交付等規則」という。）により添付書類とされている実施設計書に該当し、本件組合から提出されたものと考えられる。

また、仕様書がなければ具体的にどのような工事をするのかを判断できず、これが提出されずに交付決定されたとは考えられない。

工程表については、申請予定団体に配布された説明資料に、添付書類の一つとして「設計図面（工程表を含む）」と記載されており、本件組合から提出されたものと考えられる。

##### (イ) 起案等について

不服申立人は、本件交付申請に関する一切の書類について本件公開請求をしたものであるが、起案等については公開が不十分である。

平成 21 年 1 月 5 日付けで一部公開決定された本件交付決定に関する文書の中には、起案と表題された文書はなく、商業観光流通課（以下「実施機関」という。）が申請を受理してからどのような審査をしたのか、起案から決裁までの内容が明らかではない。

これについて、実施機関の職員からは、補助金の交付決定においては歳出予算執行依頼票が実施機関における起案に当たるとの説明を受けた。

しかし、不服申立人が「平成 21 年 2 月本件組合が県に対して提出した補助事業中止（廃止）承認申請書及びそれに対する知事の処分一切」について公開請求をしたところ、平成 21 年 3 月 9 日付けで、歳出予算執行依頼票のほかに、起案と表題のある実施機関の職員が作成した文書が公

開されており、本件交付決定に当たっても、当然起案等を作成したものとと思われる。

### 3 実施機関（商工労働部商業観光流通課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### （1）本件行政文書について

商店街施設整備事業費補助事業は、商店街の活性化を図ることを目的として、市町村長と協調して、知事が補助金を交付するものである。

補助金の交付申請の審査は、神奈川県商店街施設整備事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に掲げられた補助要件等の該当性について、交付申請書等に記載された内容から判断し確認を行うものであり、アーケード改修工事のように比較的軽易な工事については、施工箇所の確認、見積金額の検算、申請年度内に工事が完了する見込みの確認等がその中心となる。

本件行政文書は、交付要綱に基づき、本件組合が平成 20 年 8 月 1 日に知事に提出したアーケード改修事業に係る補助金交付申請に係る文書の一部であり、補助金交付申請書及び別紙 1 に掲げる添付資料により構成されている。

本件行政文書のうち、非公開とした情報及びその理由は、別紙 2 のとおりである。

#### （2）本件見積書の単価及び各小計について

本件見積書の単価及び各小計は、選定事業者の販売上のノウハウに係る情報であり、公開されると競争上の不利益が生じるおそれがあると考えられる。

本件組合から組合員が得られる情報又は特定の市が情報公開請求を受けて開示した情報であることをもって、何人も知り得る情報であるとはいえない。

本件交付決定については、本件組合による補助事業の廃止に伴い平成 21 年 3 月 2 日付けで取り消しているが、工事が実施されなくても、選定業者の法人名を公開している以上、本件見積書の単価及び各小計の欄に記載された情報の公開により選定業者の正当な利益を害するおそれがあることに変わりはない。

以上により、条例第 5 条第 2 号に該当すると判断し、非公開とした。

#### （3）施工計画書、仕様書及び工程表について

本件交付申請の場合、交付等規則に交付申請書に添付すべき書類の一つとして規定されている「実施設計書」に該当する書類は、位置図及び設計図面であり、これらは既に公開した文書に含まれている。

仕様書については、設計図面及び見積書で確認できたため、提出を求めている。

また、工程表については、本件交付申請のように短期間で完了することが明らかな場合には、提出を求めている。

#### (4) 起案等について

ア 本件処分に係る文書の公開時に、不服申立人から、本件交付決定に係る通知書（以下「本件交付決定通知書」という。）も公開されるべきとの主張があったため、本件とは別に行政文書公開請求書の提出を求め、平成20年10月9日付けで公開決定を行った。

その後、本件不服申立てがあり、不服申立人は、本件交付決定に関して作成された起案等についても公開を希望していることが判明したため、別に行政文書公開請求書の提出を求め、平成21年1月5日付けで公開決定を行った。

イ 不服申立人は、本件交付決定について起案と表題された文書が公開されなかったと主張しているが、神奈川県財務規則等では、補助金の交付決定に当たっては、事業課である実施機関において、歳出予算執行依頼票と交付決定通知書（案）を作成して予算執行課である商工労働総務課長に依頼を行い、それに基づき商工労働総務課で執行伺票を作成して決裁を受けることとされている。

本件交付決定においては、歳出予算執行依頼票が実施機関における起案に該当するものである。

ウ 以上のとおり、本件交付申請に関し実施機関が作成した文書については、既にすべて公開決定をし、不服申立人への公開も行ったものである。

## 4 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審

議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

不服申立人からは、口頭による意見の聴取の際に陳述書が提出されたほか、当審査会に本諮問案件が諮問されて以降、意見書、資料提出申出書等の文書が提出された。

当審査会としては、不服申立人から提出されたこれらの文書に基づき答申をすることは十分可能であると判断し、聴取の結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、交付要綱に基づき、本件組合が平成20年8月1日に県に提出した、アーケード改修事業に係る補助金交付申請に係る文書の一部であり、補助金交付申請書と添付資料により構成されている。

(3) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、前記2(1)アからウまでに掲げる情報であると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

(4) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

イ 本件見積書に記載された単価及び各小計は、選定業者が本件組合に提出した工事費の見積金額であるから、選定業者の保有する販売上の情報で、当該法人の内部管理に関する情報に該当する。

一方で、本件見積書に記載された工事の名称を見ると、工事内容は特殊なものではなく、また、摘要欄の各費目に関する記載からは選定業者の生産技術上又は販売上のノウハウが推測されるものではないと認められる。

ウ したがって、本件見積書に記載された単価及び各小計を公開しても、選定業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

エ 以上のことから、本件見積書に記載された単価及び各小計は、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

(5) 文書が存在しないことについて

ア 施工計画書、仕様書及び工程表について

不服申立人は、本件交付申請には施工計画書、仕様書及び工程表が添付されているべきであり、これらの公開を求める旨主張している。当審査会において交付要綱及び関係規定等を確認したところ、以下のとおりである。

(ア) 施工計画書について

不服申立人は、交付等規則第3条第2項第3号に「工事の施工にあつては、その実施設計書」と規定されており、これが施工計画書に該当するとしているため、以下、実施設計書について検討する。

交付要綱別表3においては、実施設計書に相当する具体的な添付書類として「事業計画図、カタログ、仕様書及び配置図」と規定され、その備考欄には「位置図、見取図、設計の概要図（建物又は構築物の設計図としては、位置図、平面図、正面図等とする。）」と記載されている。

上記の規定から、実施設計書に相当する添付書類として位置図及び設計図面を添付させたとの実施機関の説明に不合理な点はない。

なお、位置図及び設計図面は、本件処分において既に不服申立人に公開した文書に含まれていることが認められる。

(イ) 仕様書について

仕様書については、交付要綱別表3において、添付書類として「事業計画図、カタログ、仕様書及び配置図」と規定され、その備考欄には「位置図、見取図、設計の概要図（建物又は構築物の設計図としては、位置図、平面図、正面図等とする。）」と記載されている。

本件交付申請については、アーケードの改修という比較的軽易な工事内容であり、交付申請の審査という事柄の性質上、提出された書面による施工箇所の確認や見積金額の検算等が、実施機関における主な審査の内容とされていることが認められる。

したがって、設計図面及び見積書で内容を確認できたために、仕様書を添付させなかったとの実施機関の説明に不合理な点はない。

(ウ) 工程表について

工程表については、交付要綱等には規定がないが、申請予定団体に配布された「平成 20 年度神奈川県商店街施設整備事業費補助金の書類作成について」に、添付書類の一つとして「設計図面（工程表含む）」と記載されている。

本件交付申請については、アーケードの改修という比較的軽易な工事内容であり、交付申請の審査という事柄の性質上、実施機関においては申請年度内に工事が完了する見込みの確認が主な審査の内容とされていることが認められる。

したがって、本件交付申請については工期が短期間であったため工程表の提出を求めなかったとの実施機関の説明に不合理な点はない。

イ 起案等について

(ア) 不服申立人は、本件交付申請に対して作成された起案等が全く公開されなかった旨主張している。

これについて、本件交付決定通知書の写しに関しては、本件処分の後、平成 20 年 10 月 9 日付けで不服申立人に公開決定され、不服申立人は公開された文書の写しを受領したことが認められる。

また、本件不服申立ての後、平成 21 年 1 月 5 日付けで次の a から f までの文書が不服申立人に公開決定され、不服申立人は公開された文書の写しを受領したことが認められる。

- a 平成 20 年度神奈川県商店街施設整備事業費補助金（本件組合分）の交付決定について(伺い)
- b 執行伺票
- c 平成 20 年度神奈川県商店街施設整備事業費補助金交付決定通知書(案)
- d 歳出予算執行依頼票
- e 補助金額の算定及び申請書類審査
- f (参考)本件組合按分計算書

(イ) 不服申立人は、歳出予算執行依頼票のほかにも、実施機関が作成した起案等が存在する可能性があるため、その公開を求める旨主張している。



当審査会において神奈川県財務規則及び同運用通知を確認したところ、以下のとおりである。

本庁機関においては、経理に関する事務を各部局等の総務課において集約して行うことから、事業所管課長は、歳出予算を執行しようとするときは、歳出予算執行依頼票を作成し、所属の部等の総務課長へ依頼することとされている。

これにより、事業所管課長である商業観光流通課長は、本件交付申請に対して歳出予算を執行するに際し、歳出予算執行依頼票と交付決定通知書（案）を作成して商工労働総務課長に歳出予算の執行を依頼していることが認められる。これらに基づき、商工労働総務課において執行伺票が作成されたものであり、本件交付申請に関し実施機関が作成した文書は既にすべて公開決定をしているという実施機関の説明に不合理な点はない。

(ウ) 以上のとおり、不服申立人が実施機関において作成している可能性があると主張する起案等については、実施機関において作成していないことに合理性が認められ、かつ、実施機関が作成した行政文書については既にすべて公開決定をしていると認められることから、不服申立人の公開請求の目的は既に達せられたものと判断され、起案等に係る不服申立ての意義は失われたものとする。

#### ウ その他

不服申立人は、本件行政文書の公開請求は、不服申立人が本件組合から入手した見積書と本件見積書とを照合する目的で行うものであるため、公開すべきである旨主張しているが、条例の定める情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度であり、諾否の判断に当たっては、公開請求者の目的は考慮されないものであるから、不服申立人の主張は採ることができない。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙3のとおりである。

別紙 1

添 付 書 類

- 1 補助事業計画書
- 2 全体計画書
- 3 総会議事録
- 4 前年度の事業報告書及び収支決算書
- 5 当年度の事業計画書及び収支予算書
- 6 その他総会議案
- 7 その他決算報告書
- 8 会員名簿
- 9 商店街配置図
- 10 設計図
- 11 見積書(選定業者)
- 12 見積書(選定外業者等)
- 13 業者選定の経緯について
- 14 理事会議事録
- 15 道路占用許可書
- 16 定款
- 17 現況写真
- 18 履歴事項全部証明書(写)
- 19 市商店街共同施設(整備)補助金交付決定通知書
- 20 口座振込依頼書

別紙 2

非公開とした情報及びその理由

添付書類 No.	文書名	公開することができない部分	理由	該当条項
3	総会議事録	理事長以外の氏名	個人情報であって、特定の個人が識別されるため。	神奈川県情報公開条例第5条第1号
4	前年度の事業報告書及び収支決算書			
5	当年度の事業計画書及び収支予算書			
14	理事会議事録			
4	前年度の事業報告書及び収支決算書	財産目録、貸借対照表、損益計算書及び余剰金処分案中、アーケード改修事業に係る部分及び中小企業等協同組合法第84条第2項に基づき登記事項となっている部分(出資総額)以外 事業報告中、売上及び支出等金額、財産及び損益の状況、出資口数(出資総数以外)	法人の内部管理の事項に属する情報であり、公開することで法人の正当な利益を害するおそれがあるため。	同第5条第2号
5	当年度の事業計画書及び収支予算書	損益計算書(案)に記載のアーケード改修事業に係る部分以外	同上	同上
7	その他決算報告書	アーケード会計決算報告書、街路灯会計決算報告書、スタンプ会計報告書	同上	同上
8	会員名簿	個人氏名	個人情報であって、特定の個人が識別されるため。	同第5条第1号
11	見積書(選定業者)	担当者名	同上	同上
		単価及び各小計	販売上のノウハウに係る情報であり、公開することで法人の正当な利益を害するおそれがあるため。	同第5条第2号
12	見積書(選定外業者)	担当者名及び印影	個人情報であって、特定の個人が識別されるため。	同第5条第1号
		法人名及び印影	選定外業者の法人名が明らかになることで、法人の正当な利益を害するおそれがあるため。	同第5条第2号
13	業者選定の経緯について	選定外業者の法人名及び法人名が明らかとなる部分	同上	同上
14	理事会議事録			
20	口座振込依頼書	振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称	法人が知らせるべき相手を限定して管理をしている振込先情報であり、公開することで法人の正当な利益を害するおそれがあるため。	同上

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年3月24日	○ 諮問
3月30日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
4月20日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
4月22日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
5月15日	○ 不服申立人から意見書を受理
8月27日 (第87回部会)	○ 審議
9月15日 (第88回部会)	○ 審議
10月13日 (第89回部会)	○ 審議
11月13日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明書を聴取
11月17日 (第90回部会)	○ 審議
12月22日 (第91回部会)	○ 審議
平成22年1月19日 (第92回部会)	○ 審議
2月22日 (第93回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
辻 山 栄 子	早 稲 田 大 学 教 授	
東 玲 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成22年3月18日現在) (五十音順)